

# 公 示

関西補三弾支公示第1号  
令和4年5月10日

分任契約担当官  
陸上自衛隊関西補給処  
三軒屋弾薬支処会計科長 沓澤清悟

## 小火器弾薬の打ちがら薬きょうの売払契約希望者募集要領

小火器弾薬の打ちがら薬きょうの売払契約を希望する者は、下記に基づき応募して下さい。

### 記

#### 1 公募に付する事項

小火器弾薬の打ちがら薬きょうの売払契約(別紙内訳書のとおり)

#### 2 公募に応募する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度全省庁統一資格の「物品の買受け」C等級以上の競争資格参加資格を有する者であること(申請中の者は受付票の写しを提出し、資格決定後速やかに競争参加資格審査結果通知書の写しを提出)
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策制度局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (7) 第5号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

##### ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項にお規定する更正会社(以下「更正会社」という)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

##### イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (8) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、公募参加を認めない。
- (9) 公募審査合格から契約締結までの間に、前号と同様な状態が発覚した有資格業者とは契約を行わない。
- (10) 武器等製造法に準ずる保管設備を有し、保管規定を有していること。**
- (11) 本売払を条件書のとおり実施するために必要な設備・経験・技術を有していること。**
- (12) 本売払の遂行に必要な一般管理(安全、工程管理、品質保証、保全に関する能力)及びデータ管理(各種運転記録簿の記録、各種データ収集、記録及び管理、各種報告書の作成)等、官側が要求する各種報告書に関する能力のある技術者を所要数従事させる体制を有すること。

### 3 応募方法等

- (1) 応募する者は、別記様式の「公募契約希望申請書」(以下「申請書」という。)により、次の項目を証明する資料を添え、1部を持参又は郵送すること。
  - ア 令和4・5・6年度競争参加資格結果通知書(全省庁統一資格)の写し1部(申請中の者は受付票(写し)を提出する。申請中の者は資格決定後速やかに競争参加資格審査結果通知書(写し)を提出)
  - イ その他、申請書に記載されている書類等
- (2) 受付期間:令和4年5月10日(火)から令和4年6月30日(木)**
  - 直接持参する場合は、休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に定める行政機関の休日という。)を除く。
- (3) 受付期間:午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。
- (4) 提出先:〒700-0001 岡山県岡山市北区宿978  
陸上自衛隊関西補給処三軒屋弾薬支処 会計科  
電話 086-228-0111(内線345)

### 4 提出資料等の審査等

- (1) 応募する者は、3(1)で提出した申請書の添付資料以外で、契約の履行能力の審査を行うに際し、技術資料の提出を求められた場合は、正当な理由等がある場合を除き提出しなければならない。
- (2) 申請書及び技術資料(以下「提出資料」という。)の提出者は、三軒屋弾薬支処の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、その都度説明しなければならない。
- (3) 提出資料の提出者は、三軒屋弾薬支処の担当者から、現場体制等の調査のために工場等(下請者の工場等を含む。)に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等の立ち入りを含め調査に協力しなければならない。
- (4) 提出資料により、売払契約の円滑な履行能力の有無を審査する。

### 5 審査結果の通知

申請書を提出した者のうち、指名競争等に参加させることが適当と認められた者に対しては、指名競争候補者として、審査結果合格通知書を送付する。審査不合格者に対しては、審査結果不合格通知書を送付する。

### 6 疑義の申し立て

- (1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、審査結果不合格の理由について、以下により書面をもって説明を求めることができる。
  - ア 提出期限:審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)
  - イ 提出場所:3(4)に同じ
  - ウ 提出方法:書面は、提出期限までに持参又は郵送するものとする。
- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 7 疑義の再申し立て

- (1) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日以内(休日を除く。)に、書面により再苦情の申し立てを行うことができる。
- (2) 契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対して書面により回答する。

## 8 提出資料等の提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料等に虚偽の記載をした者は、当該売払の公募手続及び公募指名競争に参加させることが適当と認められなかった者とするとともに、三軒屋弾薬支処の他の競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。
- (2) 提出資料等の作成、提出及び説明並びに4(3)の調査への協力に要する費用等は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された資料等は、原則として返却しない。
- (4) 提出された資料等は、提出者に無断で他の目的に使用しない。
- (5) 提出資料等に、自社製作図以外の図面を使用する場合は、事前に著作権等を必要な諸手続を済ませておくとともに、出図元を明記する。
- (6) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

## 9 指名競争候補者の義務等

- (1) 指名競争候補者が複数の場合は指名競争の通知、1者の場合には随意契約の通知を行う。ただし、指名競争候補者であっても、著しい経営状況の悪化等により契約の相手方として適当と認められなくなった者には指名競争又は随意契約の通知を行わない。
- (2) 契約することを希望しなくなった場合には、速やかに公募の指名競争候補者から抹消の請求を行わなければならない。

## 10 説明会

- (1) 本公募事項に関する説明会は実施しない。  
ただし、審査合格者で現物・現場確認を希望する者へは申請により随時実施する。
- (2) 申請場所  
3(4)に同じ。

## 11 問い合わせ先

〒700-0001 岡山県岡山市北区宿978

陸上自衛隊三軒屋駐屯地 三軒屋支処会計科 契約班 (担当/坂本)

電話 : (代表)086-228-0111(内線/345)

FAX : (直通)086-228-0112